

令和3年（ネ）第151号 福島原発避難者損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 菅野清一 外294名

控訴人（一審原告） 28名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴準備書面（7）

2022（令和4）年12月5日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝	
同 広田次男	
同 鈴木堯博	
同 米倉勉	
同 宮腰直子	
同 高橋右京外	

本書面は、一審被告（以下「被告」という。）の控訴審準備書面（5）（以下「書面」という。）に対し反論するものである。なお併せて、一審原告についても、以下「原告」と表記する。

第1 はじめに

1 被告は、書面第2ないし第3において、関礼子教授による3つの意見書（甲A675、甲A679、甲B37）の証拠価値を否定し、関教授の証人適格性を否定する。

しかしながら、被告の主張は、民事訴訟法についての基本的理解を欠き、民事訴訟の実務からかけ離れ、的外れな持論に終始するものであり、読むに堪えない。

関意見書の内容について読解力がないのか、あるいは敢えて曲解し内容をすり替えて関教授とその研究を貶めようとしているのか、的外れな批判を繰々述べて「証拠価値がない」「証人適格を欠く」と繰り返している。

こうした被告の主張は、実績ある研究者の専門的知見に対する敬意と礼節を欠くもので、被告の見識を疑わざるを得ない。

なお、関教授には、被告の無理解に対し、社会学者の立場から、意見書（甲B44）において丁寧な説明をしていただいたので、合わせて参照していただきたい。

2 被告は、書面第4において、一審原告控訴準備書面（4）に対しても的外れな主張を繰々述べているが、原告らがこれまで主張してきた故郷剥奪損害の内容を理解する能力がないのか、そうでなければ、わざと原告らの主張内容をすり替えて審理を混乱させようとしている。

被告には、正しい法律知識と法律実務と社会常識に則り、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」（民事訴訟法第2条）することを求めたい。

第2 書面「第2」の「専門家証人」に関する被告の主張に対して

1 第2の1について

被告は、「民事訴訟における主張及び立証の在り方について」と題して、三段論法について延々と述べているが、原告らの主張に対する反論にも関意見書に対する反証にもならない的外れな主張であり、反論のしようがない。

2 第2の2について

被告は、「民事訴訟における鑑定の役割と鑑定が機能する前提条件について」と

題して、鑑定について縷々述べているが、原告らは鑑定請求をしているわけでないから、的外れな議論というほかない。

それだけでなく、被告は、「裁判官はわが国において事実の認定を行う能力に最も長けた専門家であり、弁護士は事実について主張・立証を行う能力に最も長けた専門家といつても過言ではない。」などとあたかも法曹こそが事実認定において最高の能力を有するかのような持論を述べるが、勘違いも甚だしい。

裁判官や弁護士は司法を専門とするものであるが、他の分野の専門家では必ずしもないから、訴訟上の争点となる社会的事象について適正な判断をするために専門家の知見を参考にする場合があることは論を待たない。

3 第2の3について

(1) 被告は、「我が国の民事訴訟における『専門家証人』の位置づけについて」と題して、「専門家証人」について「法的根拠のない存在」「『専門家証人』の証人尋問は許さないと考えることもできる」などと述べる(8~9頁)。

しかしながら、「専門家証人」も証人(民事訴訟法第二編第四章第二節)であり、証拠として取調べの対象となることは法の定めるところである(同法190条、217条)。

「いかなる者も証人たるべき資格を認められるのが現行法の原則であり、したがって、証人能力を制限する規定は存在しない」(有斐閣 民事訴訟法 伊藤眞 322頁)、「民事訴訟では、原則として証拠能力は制限されない」(法学書院 民事訴訟法 第二版 上田徹一郎 335頁)など、どの基本書にも書いてあることで、民事訴訟の基礎知識である。

訴訟実務において、当事者の主張する事実の認定及び評価にあたり、専門的・学術的な知見が必要である場合に、裁判所が専門家を証人として採用することは珍しいことではない。また、対立当事者にとっても、反対尋問をすることにより専門家証人の証言内容について反論・検証する機会を得られ、そのことによって審理が深まり、真実に近づくことが可能になる。

したがって、専門家証人が許されないかのような被告の主張は、民事訴訟法

の基本的知識を欠く明らかな誤りというほかない。

(2) 被告は、専門家証人について、鑑定人に準じた立場であるとして独自に4つの要件（9頁）を立て、これらの要件を充たさない場合は、「証人に、自己の直接経験しなかった事実について意見を求める尋問を行うようなものであり、証拠価値はない」と主張する。

しかしながら、上述したとおり、民事訴訟法には証拠を制限する規定はない。

被告の示す4要件は、被告が独自に定立したものにすぎず無意味である。

また、原告らが関教授の証人尋問によって立証するのは、関教授が直接体験した事実（ここには教授が行った調査研究内容も当然含まれる）に基づき、環境社会学の専門的知見から、現実に起きた事象について被害の実態を明らかにし、原告らの被った故郷剥奪損害の内容を解明することであるから、被告の上記主張は詭弁の極みである。

被告の主張は、誤った法律知識に基づき関教授の専門的知見を「証拠価値はない」と誹謗するもので、専門家に対する敬意と礼節を欠き、本件訴訟の審理に混乱をもたらし、真実発見を妨害するものであって、到底許されない。

第3 書面「第3」の関意見書に対する被告の主張に対して

1 はじめに

(1) 被告は、「判断対象」や「前提事実」という無用な項目を掲げ、関意見書の中から独自に「判断対象」や「前提事実」を設定し、その内容について「不明である」とか「特段の意味をもたない」とか「科学的検証、法的な検証に耐えられるような問題設定とは到底いえない」となどと述べる。

しかしながら、そもそも「判断対象」とか「前提事実」という被告の設定自体が無意味かつ不要であり、関意見書の内容を関教授の意図しない内容にすり替えて議論を混乱させ、学者の調査研究結果を不当に貶めるものである。

社会学の専門家である関教授が、多大な時間と労力を費やして行った調査研究に基づく意見書に対し、その内容を意図的に誤読し歪曲したうえで、見識を

欠いたおよそ筋の通らない理由で「証拠価値はない」とか「証人適格を欠く」と繰り返す被告の尊大不遜な態度には、怒りを覚えるとともに訴訟関係者として恥ずかしい。

(2) 社会学は、社会現象を体験・統計・データなどを用いて分析し解明する科学的な学問であって、被告が述べるような主観的抽象的な言説ではない。

司法が扱う紛争も社会現象から生じるものであるから、社会学の観点から現象を捉えることは重要である。とりわけ、過去に例を見ない社会現象が人権侵害を引き起こし訴訟において問題となるとき、その社会現象の実態を社会学により解明して理解することは、適正な司法判断をするために必要である。

社会学の中でも環境社会学は、フィールドを重視し、居住者や生活者、被害者の視点から環境問題に接近し、問題解決に資する学問である¹。環境社会学は、〈加害 - 被害〉の構造の解明に実績を有し、当事者との共同や実践を重視する学問であり、これまで公害・環境問題の調査研究を通した裁判支援を行ってきた。例えば水俣病訴訟や薬害スモン訴訟などの公害裁判では環境社会学者の研究活動が参考にされてきた。関教授の専門的知見は、こうした環境社会学の学問的蓄積のうえに成り立っているものである。

(3) 原子力発電所の爆発による広域にわたる高濃度放射能汚染は、日本社会が未だかつて経験したことのない広域・長期に渡る包括的被害をもたらし、住民の地域生活基盤を根底から破壊した社会現象であり、その被害は地域住民全員が一斉に受けた被害である。交通事故や医療過誤といった特定個人の個別の被害とは性質を異にしており、環境社会学の知見及び調査研究を参考にしなければ、被害の深刻性・重大性を把握し理解することは困難であり、損害を適正に評価することができない。

(4) 被告は関意見書の内容を曲解し的外れな非難を繰り返すが、関意見書の内容が誤解されたまま審理されることは不当であり、関教授を法廷で尋問して同教授が環境社会学によって解明した「故郷剥奪損害」の内容を確認すべきである。

¹ 甲B38 関論文「法廷を鏡にして社会学を考える」参照。

そうでなければ、原告らの主張立証内容が捻じ曲げられたまま審理されることになりかねない。

(5) 被告が関意見書に対して述べる批判や疑問はいずれも的外れなものばかりであるが、被告が環境社会学について無知であることをも露呈している。

関意見書を読んで意味が分からぬのであれば、関教授の証人尋問を行い、被告の疑問を反対尋問で問うべきである。また、被告が原告らの主張立証する故郷剥奪損害を否認し争うのであれば、関教授の証人適格や関意見書の証拠価値を否定するのではなく、関教授に対する反対尋問を行い証言内容の信用性を確認すればよいことである。

そうしないで被告が関礼子教授の証人適格を否定し、同教授の証人尋問によって社会学的知見に基づく故郷剥奪損害の内実を明らかにすることを拒否するのは、真実発見への妨害である。

2 第3の2（1）について（10～12頁）

被告は、関意見書①（甲A675）について「判断対象」を云々するが、無意味な議論である。

本訴訟を含め全国各地に提起されている原発被害者の損害賠償請求訴訟において、「避難慰謝料」とは異なる損害としての「ふるさと喪失・変容」損害が争点となっている。

しかしながら、「ふるさと喪失・変容」という言葉では、被害と加害の関係性が曖昧にされ、田舎から都市へ流出した者の感じる「ノスタルジー」と混同されやすく議論が混乱することから、本訴訟では、原告らの被害実態を踏まえて「ふるさと剥奪（故郷剥奪）」と表現して論じている。

これは「ふるさと」の損害が十分に慰謝されていないことを立証するための議論であり、被告の「判断対象」云々という主張は全く無意味である。

関意見書は、故郷剥奪損害について、①東京電力福島第1原発事故によって汚染され、避難を余儀なくされた地域において、避難指示解除後に帰還を果たしたとしても、なお残る被害であること、②ふるさと（人と自然のかかわり、人と人

のつながり、その持続性・永続性)に不可逆の被害をもたらしたものであること、を指摘している。

関意見書は、自ら現地に何度も足を運び調査を行い具体的な事実を掘り起こし、これらを環境社会学の手法によって分析・整理し、非専門家にもわかりやすく説明している。意見書を読んで理解できないのであれば、関教授の証人尋問を実施し尋問して確認すべきである。

3 第3の2(2)について(12~13頁)

被告は、関意見書②(甲A679)について、訴訟物の個数を持ち出して反論するが、関意見書は法学者ではなく法律論や法解釈論を述べているわけではないので、被告の主張は的外れで無意味である。

損害賠償は、被害の実態を踏まえたうえで議論されなければならず、被害を踏まえずに法律論や法解釈論を振りかざすことは有害無益である。

被害実態の解明の学問として蓄積のある環境社会学の知見は、本訴訟において重要な役割を果たすものである。

4 第3の3について(13~15頁)

(1) 被告の主張は、関教授の調査データを推測や誤りで歪めるものである。たとえば、帰還者数を「45世帯320人」(14頁)としているが、これは「145世帯320人」(甲A679 p9)を誤って引用したものである。「回答者は調査に協力的な一審原告らが占める」というのも被告の憶測にすぎない。推測や憶測で関意見書の文脈や全体の趣旨を曲げ、研究内容を貶めている。

(2) 関教授の調査は3段階で行われ、第1段階が原告団・弁護団への調査協力および予備調査としてのアンケート調査とヒアリング調査、第2段階が帰還世帯へのアンケート調査、第3段階が帰還世帯へのヒアリング調査であった。

これら調査のうち、原告団の協力を受けたのは第1段階のみで、第2段階及び第3段階の調査は、原告団とは関係なしに実施したものである。また、調査は裁判とは独立して実施している。関意見書にはアンケート調査の調査票も添付しており、第3段階の調査目的は山木屋の生活や歴史の聞き取りであると明

記している。

(3) 被告は、アンケート調査に年齢や性別の偏りがあると指摘する。しかし、調査票は世帯ごとに送付しているので問題にならない。山木屋地区に限らず、浜通りの市町村では男性・世帯主がフォーマルな発言力を強く持ち、アンケートの回答者が世帯主・高齢男性に偏る傾向がある。例えば、令和3年双葉町のアンケート調査（世帯の代表者に実施）でも、約80%が50代以上である²。同年の浪江町の調査では約90%にのぼっている³。したがって、回答者の性別の偏りは、アンケート調査の偏りを意味しない。

また、帰還者アンケートは、帰還世帯の住民を対象にしている。帰還者は高齢者が多いので年齢が偏るのは当然である。

(4) 被告は、ヒアリング調査に関して、第1段階の調査が原告に対するものであるから、第3段階においても原告を対象としていると述べる。しかし、第3段階の調査は、対象者に原告でない者が多数含まれている。また、第3段階の調査では、生活や年中行事などについてヒアリングしており、損害に関する質問は持ち出していない。

被告は、ヒアリングに関して匿名性を問題にしているが、社会調査において匿名記載にすることは通常のことである。

(5) 被告は刑事訴訟の伝聞証拠排除の原則と同様に民事訴訟においても伝聞証拠は証拠力が低いと述べるが、刑事訴訟と民事訴訟の証拠能力を同列に論じるのは乱暴である。

関意見書は、社会学の研究において通常用いられる調査手法に則りヒアリングした内容を専門的知見に基づき分析している点に意義があるのであって、証拠能力が低いということにはならない。

関教授は、福島原発避難者の訴訟提起より前の2011年5月から、福島原発事故により避難を余儀なくされた人々の調査を実施しており、研究者倫理に基づ

² https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13713/211207_01.pdf

³ <https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15539.pdf>

き客観的な調査を行っている。関教授は研究成果を社会に還元するべく訴訟に協力しているのであって、意見書の作成や尋問への協力はすべて無償でなされている。研究者がこのような訴訟にかかわることは、国や自治体などの委員会や講演などから排除されるリスクもあるところであるが、学者としての社会的責任から協力しているものである。こうした事情に鑑みれば、関意見書は学者の倫理と良心に基づく貴重な研究成果であり、その信頼性は高い。

5 第3の4について（16～19頁）

ここでの被告の主張内容は論旨不明であるが、「偏った対象に対する調査」「主観的な判断」「抽象的な意見」など、意図的に関意見書を誤読し、事実を捻じ曲げている。

福島原発事故被害は類例のない「ふるさと剥奪」という被害をもたらした。

J C O 臨界事故でも避難はあったが、ふるさとの存否は問題になっていない。原賠審での議論で参考にされた避難事例でも、ふるさとが問題になるような事件はなかった。

関意見書では、「避難」だけでは済まない被害をもたらしたということを、循環型農業やマイナーサブシステムの困難、祭りや伝統の持続困難、次世代の不在、セイフティネットや自治組織の瓦解などの事例でかなり具体的に示している。それを「抽象的」とするのはおよそ一般的な言葉の使用法から外れている。

被告は、具体性の例として「～円であるといった明確な結論とはほど遠い」と述べるが、損害額は裁判官が被害の実態を踏まえて判断すべきものであり、その前提になる被害の実態を明示するのが社会学の専門家としての役割であって、社会学者が金額を設定するわけではないから、被告の批判は的外れである。

6 第3の5について（19～23頁）

（1）避難による被害と「ふるさと剥奪」の被害が別であるという点（19～20頁）

避難による被害と「ふるさと剥奪」被害を混同しているのは、これまで他の訴訟における被告の主張（たとえば、ダム建設などの公共事業による移転と原発事故避難を同列に扱った主張、住居確保損害で平穏な生活を取り戻しつつあ

るという主張)にもみられることであるが、関教授による被害実態の調査研究からすると、両者は別物として捉えられるということである。例えば、避難が数年にわたる擁壁崩落などの事例でも、ふるさと剥奪は起こっていない。避難とふるさと剥奪を分かつのは、避難を終えてもとの地域社会の共同性に接続が可能か否かである。

(2) 「ふるさと剥奪」が不可逆な被害であるという点（20～21頁）

「地域の変化は、常に不可逆」とか「時間は巻き戻すことはできない」など、被告は詭弁を用いて問題をすり替えている。関意見書は時間の推移による地域の変化を問題にしているのではない。原発事故によって、原発事故前の時間間隔では予測しえなかつた地域存続の危機に直面したということを問題にしているのである。「生命あるものはいつか生命を失う、形あるものはいつか形を失う、だがそれは今ではない」ということである。

被告は、原発事故がなくても過疎化が進んでいたことをいうが、幼稚園～中学校まで事故前に111人いた子どもが、避難によりいなくなり、避難指示解除後も戻らず、山木屋地区外から通学する生徒が卒業すれば山木屋小中学校に通う子どもがいなくなるという事実だけ見ても、全国の過疎地一般にみられる状況とは明らかに異なる。

(3) 若い世代が戻らない理由が放射能汚染にあるという点（21～22頁）

被告は、「山木屋地区に限らず、過疎化が進んだ地域においては、若い世代が都会に出て地元に戻らないという現象は、ごく一般的に生じている」と述べるが、若い世代が都会へ流出して地域が過疎化することと、放射能汚染によって避難を余儀なくされた若い世代が元の地域へ戻らなくなることは、全く別の事柄である。前者を議論することに意味はない。

若い世代にとっては過疎地から都市への移動が好ましいという被告の主張は、推論に推論を重ねたものにすぎない。若い世代がIターンやUターンにより地方移住する傾向も見られるところである。

問題は、放射能汚染被害を離れた一般的な傾向を議論することではなく、現

実に放射能汚染が若い世代の行動に影響を与えていたということである。

被告は、「山木屋地区と同様に過疎化が進んだ地域の住民に対して、土地建物家財道具等の時価相当額を支払い、かつ、住居確保費用も提供した上で、若い世代が当該地域に戻るか別の地域に移るか対照実験をすることが考えられる」などと非現実的な思考を巡らし、「このような対照実験をすれば、都市部へ転居する若い世代も多いのではないかと思われる」と推論するが、被告の思い込みにすぎない。そのような実験で反証できるのであれば被告が実施すればよい。

「若い世代が山木屋に戻らない理由は、放射能汚染を懸念してのものである」との関意見書の調査結果は、アンケートやヒアリングを踏まえた分析であって、反証のない被告の思い込みで否定できるものでない。

(4) 復興事業で新たな被害が生じたという点 (22-23 頁)

復興によって平穏な生活が回復されつつあるというのは、本訴訟のみならず、被告が主張するところである。

しかしながら、原告らを含め山木屋の帰還者は、復興実感がないだけでなく、復興事業の進展が復興に寄与していないと考えていることは、関教授の調査結果に示されている。

被告は「復興」事業について、「行わないよりは行った方が」有意義であると主張するが、被告の思い込みにすぎない。

「復興」事業が多額の資金を投入して住民の望まない「復興」事業をしていることは、小中学校の建設やアンスリウム栽培事業などを見れば明らかであり、帰還住民らが口々に述べているところである。こうした「復興」事業は、住民が望んだものではないのに将来的に住民の負担によって継続していかなければならず、住民に更なる負担をかけるものであり新たな被害を生み出しているのである。

7 第3の6について (23~24 頁)

(1) 関教授意見書③の「判断対象」及び「判断結果」について

被告は、ここでも「判断対象」「判断結果」という無用な概念を用いて関意見

書の内容を勝手に読み替えており、被告の主張は無意味である。

関意見書は、「避難」と「ふるさと剥奪」による損害が別個のものであることを示すために、原発事故前と原発事故後との生活の落差を示し、その被害の実態を示すという構造で議論している。被告が誤読しているので、関教授がどのようにして「ふるさと剥奪」を調査に基づき概念化したか説明する。

早期帰還者の人数という点でいえば、山木屋地区は相対的に多くの人が帰還したというデータになっている。関教授は 2011 年 5 月から福島原発事故調査を行っているが、先に避難指示解除となった自治体と比べても、住民帰還は順調にみえた。そこで、①なぜ汚染された土地に、数年間の避難にもかかわらず戻っていくのか、②戻った人はどのような暮らしをしているのか、という 2 つの問い合わせをもとに調査を実施した。

第 1 段階の原告団合宿でのアンケートとヒアリングでは、帰還していない人がほとんどであった。避難を継続している人にとって、原発事故前と事故後で生活に落差があるのは当然なので、帰還者を対象にした調査が必要になる。

そこで、第 2 段階として帰還全世帯にアンケート調査を行い、第 3 段階として回答者にヒアリング調査を実施した。

第 2 段階におけるアンケート調査は独自に実施したものであるから、原告による協力の呼びかけなどはない。

アンケート調査の回答は、望んで帰還したのだから生活にある程度の不自由はあっても帰還後の生活に満足していることが予測された。しかしながら、驚くほど帰還後の状況に対して不満や不安が示された。

第 3 段階のヒアリング調査についても、関教授が独自で実施したものであるから、原告に偏った対象者にはなっていない。

ヒアリング調査の主眼は、避難前の生活状況の聞き取りにあった。避難前の生活について聞くことで、現在の生活との落差や被害が語られる。

こうした一連の調査の中で、関教授は、被害の実態を「ふるさと剥奪」として概念化したのである。したがって、避難指示解除後の生活の実態調査を踏

まえて、帰還後もなお残る被害があるということを示し、それを「ふるさと剥奪」であると論じているのである。

以上のとおり、関意見書による山木屋での「ふるさと剥奪」被害の明確化は、社会学の実証研究として適切な手順を踏んだ学術研究成果である。

(2) 関教授意見書③の本文中の記載（地裁判決に対する批判）について（24—26頁）

ア 社会学者の意見であること

被告は、関意見書③について、一審地裁判決に対する批判をしている点をとらえて、「裁判規範として機能し得るものではない」「裁判規範としての視点が欠けており」「法学者・法律実務家でない者が、民事訴訟手続や法学についての十分な理解がない中で行った批判であり、関教授の個人的意見としてはともかく、原審判決に対する法的な批判として証拠価値を有するものではない」などと述べる（25～26頁）。

しかしながら、関意見書は、裁判規範を示すものでもなければ、法学者・法律実務家としての意見でもない。関意見書が一審判決を批判している点は、社会学者としての分析に基づき意見を述べているのであって、法律家になりかわって法的意見を述べているわけではない。もっとも、意見書作成にあたっては原告ら訴訟代理人や法学者との意見交換を行っているから、その意味で法的観点を踏まえた言及がなされているのは当然である。

社会学、とりわけ環境社会学は、被害構造の解明に关心を寄せて学問的に知見を蓄積してきている。関意見書は、こうした学問的知見の蓄積を踏まえて一審判決における裁判所の事実認定において欠けている部分を指摘したのであって、法解釈を展開したものではない。被告は、事実認定と法解釈とをいたずらに混同させている。

イ 入院より避難生活の方が精神的苦痛は大きいこと

関意見書は、避難生活の実態から、避難慰謝料について自賠責の基準を用いることを批判している。

関意見書では、一般論として入院と避難とを比較して、どちらがより被害が

重いかを一概に判断することはできないということを指摘している。治療し完治する傷病であれば、入院生活における制限は期間限定的であるし、制限がかかることについて当事者も納得しうる。対して、原発事故でふるさとの自宅を追われ、避難所や借り上げ住宅での仮住まい、どこに生活基盤をおくかの判断や住宅再建など、長い避難生活のストレスは心身に影響を与えている。避難生活のストレスが大きいことは、被災3県の災害関連自殺人数でも福島県が突出していることに象徴されている。

関意見書は、被害実態に照らして、一審判決が「交通事故による入院は身体損傷を伴い行動自体が制限されているという点で、避難生活の方が精神的苦痛は小さいと認められるとしていることは不合理とはいえない」という判断をしているのは合理的でないと指摘しているのである。

したがって、被告の批判は当たらない。

ウ 原発事故避難の苦痛は時間の経過で低減しないこと

被告は、避難指示解除によって「生活の見通しがきくようになる」とし、「避難生活に伴う精神的苦痛は時間とともに低減するのが一般的」（一審判決）とするが、原発避難者のような環境難民の場合、先行研究ないし国際的な理解として、強制避難者の避難先での再定住も帰還も「大災難」であることが示されている。

したがって、被告の批判は当たらない。

（3）関教授意見書③の本文中の記載（その他の記載）について（26～27頁）

ア 調査対象者の匿名性

調査対象者に関しては、調査倫理によって、匿名・個人が特定できないように行なうことが一般的である。意見書に記載している内容は学術調査によるもので、原告の代弁ではない。また、調査報告書でもないので、詳細を省いていいる。したがって、調査対象者が匿名であることは関意見書の信頼性に影響を及ぼすものではない。

なお、調査対象者は、関意見書②の帰還者アンケート調査で連絡先を記載し

た人及び各地区の状況に詳しい区長等経験者である。

イ 文献「山木屋——教育百年の歴史」引用の意味

「山木屋地区の調査は、昭和 51 年の『山木屋——教育百年の歴史』と比較したものである」という被告の主張は誤読である。

関教授は、山木屋地区の歴史的変遷を踏まえながら、原発事故前の地域の状況を明らかにし、原発事故後の人々の生活世界との断絶を述べたのであって、昭和 51 年当時の状況と比較したわけではない。

8 第 3 の 7 について (27~32 頁)

被告は、たばこ産業が斜陽産業であるから、山木屋地区における葉たばこ農業の壊滅被害は原発事故の影響と判断できないと主張しているが、ナンセンスである。

第 1 に、葉たばこ生産の断念は、原発事故の影響であるとみるのが一般的な評価である。たとえば、『農林金融』(2016 年 3 月号) も、原発事故で「山木屋は葉タバコ栽培が盛んな地域だったが、原発事故を契機に多くの葉タバコ農家が廃業する見通し」と指摘している。

第 2 に、過疎化の議論同様、「斜陽産業であれば原発事故があってもなくても衰退する」という議論は、「病弱であれば交通事故に遭わなくても死ぬ（から加害者は責任を負わない）」というのと本質的に同じであり、いかに不合理であるか明白である。

関教授は、循環型の農業が営めなくなった具体的な被害を、原発事故前の稻作、葉タバコ、畜産、林業（楓木等の算出）の連携の困難で示した。山木屋の産業展開を歴史的にみると、木炭生産、養蚕、葉タバコと主力産業を移しながら、風土に適した産業を複合して営んできた。山林農地など自然が健全であれば、風土の利を活かした産業へと転換することも可能であるが、原発事故による放射能汚染でそれが困難になったということを示したのであり、たばこ産業だけを取り上げているわけではない。

9 第 3 の 8 について (32~35 頁)

被告は、中立・客観に欠けるという理由で、専門家証人としての適格性を否定するが、以下のとおり環境社会学という学問に対する理解の欠如がある。

- (1) 連字符社会学としての環境社会学は、その学を基礎づける3つの潮流に、①被害構造論と＜加害一被害＞論、②生活環境主義、③社会運動論（NPOやコミュニティ運動を含む）を持つ。①被害構造論ならびに＜加害一被害＞論は、公害問題の解明からはじまる研究蓄積を有しており、関教授もまたその学問的知見を有している。
- (2) 被害構造は加害構造とリンクしており、被害の実態ならびに被害構造を明らかにすることは、加害構造を明らかにすることにつながる。
- (3) 加害構造を明らかにすることは、問題再発を阻止するような政策形成に寄与する。被害構造を明らかにすることは、現在する社会問題の解決手法を探るうえで有効である。
- (4) たとえば、関教授は新潟水俣病に関する被害研究のうえに、新潟県新潟水俣病地域福祉推進条例の策定に携わり、衆議院調査局環境調査室の『水俣病問題の概要』⁴にも文章を寄せている。この問題で、客観・中立を問題にするのは、加害者側が加害責任を否定する場合に限られている。
- (5) 被害構造の解明は、被害が見えにくいがゆえに被害者に一方的に被害の受忍を迫る社会的不平等の構図を明らかにする。それは、被害者や社会的弱者にされた人々が侵害されている人権を問題の土俵にあげることでもある。たとえば、公害は環境問題であると同時に人権問題であり、人権教育のなかでも教材化されてきた。
- (6) 客観・中立を述べる際には、何が客観・中立かを明らかにする必要がある。被害者の被害実態に関する公的な調査が十分に行われていない状況のなかで、裁判官が現地進行協議で被害地を訪れて被害実態を直接に確認したり、原賠審

⁴

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11048694\(po_kankyou_201506_minamata.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11048694(po_kankyou_201506_minamata.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

も中間指針見直しの方針を決めるに先立つて現地を訪れ、被害者の意見聴取の場を設けたりしたのは、被害の有無を「見る」ためであろう。

環境社会学は地域社会学・農村社会学などの潮流も引いており、地域社会の社会変動などの調査研究にも長けている。民法学者の末弘巖太郎が著書『嘘の効用』のなかで、「先ず農村のことは農民自らに聽かねばならぬ」と述べたのは、「政治家も、学者も、とかく自己生活の環境たる都會を基礎として、政策を立て、学理を考えがちである。その結果、農村に特殊な経済的ないし社会的事情、農民に特有な物質的ないし精神的事情は無視——または少なくとも軽視——せられやすい。しかも、その誤った政策を実施したために起る各種の現象を見て、あるいは農村浮華に流れたりと非難し、あるいは農民の無智迂愚を笑う。そして、自己の学説の誤りたるを悟らない」という理由によるものであった。

環境社会学は、法学の現場主義と重なり合い、地域社会の構造を歴史的文化的社会的に深掘りすることから、被害の有無やその構造を明らかにするという点に学術の特徴をおいている。

(7) なお、直接の加害者である企業のみならず、国・行政・専門的職業人もまた、加害に与することがある。環境大臣の私的懇談会「水俣病に係る懇談会」の提言書⁵は、「とくに苦しむ被害者や社会的弱者のいる事案に関しては、行政官は「行政倫理」の実践として、「乾いた3人称の視点」ではなく、「潤いのある 2. 5人称の視点」をもって対処すべきこと」を示している。ここで「2. 5 人称の視点」とは、「公的な立場の専門的職業人が、あくまでも冷静な「3人称の視点」を失わないようにしつつ、事件の当事者である被害者（1人称）や家族（2人称）の視点を合わせもつこと」である。この背景は、以下のように説明されている。

「客觀性や公平性という意味では、規則や基準やマニュアルは不可欠のものである。しかし、規則や慣行を拘子定規的にあてはめるだけだと、「冷たい乾

⁵ 環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/council/toshin/t26-h1813/honbun.pdf>

いた3人称の視点」になってしまう。公害や薬害の被害者が役所に訴えても、まともに聞いてもらえず、門前払いに等しい扱いをされたとか、犯罪被害者が警察署や検察庁に事件の結末や加害者の処罰について問い合わせてもケンもほろろの対応で何の説明を受けられなかつたといった事例は、枚挙にいとまがないほどある。それらは役所側が「冷たい乾いた3人称の視点」でしか事案を見ていなきことの表れと言える。あるいは、医師が治療法のなくなった末期がんの患者に「もうこれ以上することができないので、どこか身近なところに病院を見つけてほしい」と冷たく見放す。患者にとってはそれからこそが、かけがえのない1日1日であるのに。あるいは、弁護士が性犯罪被害者の女性の相談に対し、「訴訟に持ちこんでも、時間はかかるし、10万円ぐらいにしかなりませんよ」などと、被害者の心理をズタズタにするような言い方をする。専門的職業人が「冷たい乾いた3人称の視点」で仕事をこなすと、こういうことになる。専門化社会の深刻な落とし穴と言える。」

本件訴訟においても訴訟関係者が肝に銘じるべき指摘である。

第4 書面「第4」の一審原告準備書面（4）に対する被告主張に対して

1 被告の5つの疑問について

被告は書面36頁において5つの疑問を掲げるので、以下、簡単に説明する。

- (1) 第1の点（「惨事便乗型資本主義」による被害は第三者行為の介在であり、本件損害賠償請求とどのような関係に立つか）

原告らは、国及び自治体の政策により実施されている山木屋の「復興」事業が山木屋住民の求める復興になっておらず、却って山木屋住民らの回復力を阻害していることを指摘することによって、国等の「復興」事業によって「ふるさと」は回復しないこと、故郷剥奪損害は現存しており今後も解消されないと主張している。第三者行為の介在の問題ではない。

- (2) 第2の点（原告は「ふるさと」が不可逆的に剥奪されたというが、山木屋に帰還した住民にとって未来永劫「ふるさと」が存在しないのか。）

山木屋に帰還した住民にとって、原発事故前の暮らし方をすること（自然とかかわり、人とつながり、地域を文化的・社会的・歴史的な継承をしていくこと）はもはや不可能なので、ふるさとは剥奪され、もとに戻らない。帰還者が新しい山木屋での暮らしを創造しようとする努力が行われても、それによって被害を値引きすることはできない。

山木屋に帰還した住民が新たに構築しようとする地域社会は、原発事故による放射能汚染と強制避難によって剥奪された「ふるさと」とは別物である。また、新たな地域社会の構築は被害住民らの努力によるものであって、被告の加害の結果を帳消しにするものではない。

(3) 第3の点（原告の主張する「ふるさと」は一定の要件を満たすものである必要があり、都心で生まれ育った者には最初から「ふるさと」はないのか。）

原告らは、そのような主張をしていない。

原告の主張する「ふるさと」は、「土地に根差して生きる」基盤のことである。山木屋の場合、豊かな自然環境の中で、田畠を耕し、山林を手入れし、自然のなかでマイナー・サブシステムにいそしむ環境を備えているが、例えば「アスファルトやコンクリートに覆われている土地でも、その下にある土地の「履歴」を感じ、その土地の風土のなかで培われた慣習や文化、歴史や持続性を継ぎながら生きること」もまた「土地に根差して生きる」ことであり⁶、その土地固有の「ふるさと」を観念することができるであろう。

(4) 第4の点（「ふるさと」が剥奪されたままというが、別の地域に移住して第二の故郷として生活している者についてどう考えるのか。）

別の地域に移住して生活する場合の定住先を「第二の故郷」と呼ぶときの「故郷」は、コミュニティ生成の議論で用いられる概念あって、原告らが主張するところの「ふるさと」とは意味が異なる。

社会学では、1970年代の近代化・都市化のなかで近代人の「故郷喪失」^{こきょう}という言葉が用いられ、急激な社会変動によって、精神的なよりどころである

⁶ 甲B38 「環境社会学研究」 Vol27. 2021 p49 関論文「法廷を鏡にして社会学を考える」より。

^{こきょう}故郷を失い、根無し草化する近代人の肖像を意味していた。そのような近代化・都市化により故郷を失った近代人が都市でのコミュニティづくりを始めることを「第二の故郷」や「新しい故郷」というのであり、本件訴訟で問題とする原発事故によって奪われた「ふるさと」とは意味が違うから、混同してはならない。

(5) 第5の点（山木屋住民の「レジリエンス（回復力）」が収奪されるということの意味。）

この場合の「レジリエンス（回復力）」とは、「災害などの危機に直面した時の回復力」という意味である。その収奪は、被告が解釈するような「経済的に再生産不可能なほどに搾取されている」という意味ではない。

2 「土地に根差して生きる権利」「Life のための権利」の意味

関教授が提示する「土地に根差して生きる権利」や「Life のための権利」は、原告らの主張する「地域生活における包括的平穏生活権」の内容を社会学的意味において肉付けし、より具体的に観念するためのキーワードである。

原告らが主張する「ふるさと剥奪」損害は、地域生活における包括的平穏生活権⁷の侵害と捉えられる。包括的平穏生活権という概念は、本件事故以前には観念されることはなかったものであるが、本件事故による広範囲に及ぶ高濃度放射能汚染により元の地域社会での生活を包括的に奪われることによってその権利侵害性が問題となった。

しかしながら、「包括的平穏生活権」という言葉では、具体的な地域のなかで、地域固有の歴史や文化、人間関係のうえに築かれてきた生き方、暮らし方というものが捨象されがちである。また、生き方、暮らし方が、土地（自然）やそこに住む人々との結びつきのなかで維持されてきたということも見えにくくなる。

人間の幸福は、生命が脅かされず（原発事故関連死と表現されるような事態が生ぜず、被ばくにより将来の健康に不安を抱くこともなく）、平穏に生活を営み

⁷ 甲A146 淡路意見書では「包括的生活利益のとしての平穏生活権（包括的平穏生活権）」に包摂される「地域生活を享受する権利（地域生活享受権）」という用語で示されている。

(家族、親族、友人、隣近所などセイフティネットとなりうる社会関係資本を失うことなく、農林業やマイナーサブシステム（山菜・キノコ採り、ニホンミツバチの養蜂、釣り）、子どもの体験教育など中山間地の利を活かした暮らしを妨げられることなく)、人生を送る(ここで生き、ここで死にたい、先祖と同様に自分たちも地域の皆さんに見送られたいというささやかな希望をかなえられないということではなく)ことがある。

原発事故を原因として、こうした人間の幸福がすべて奪われ、一緒に暮らしていた家族と世帯を別にし(家族が共に暮らすことを妨げられ、住みたい場所で住み続けられなくなり)、仕事や生きがいをなくす(転職・廃業、仕事への誇り・喜びを奪われ)など、原発事故は、様々な基本的人権を侵害した。

関教授は、原発事故によって侵害された様々な権利を包摂する概念を「土地に根差して生きる権利」や「Life のための権利」と呼び、これは地域社会における包括的平穏生活権を言い替えたものといえる。

3 「三位一体」の意味

「三位一体」は「人と自然のかかわり」「人と人のつながり」「その永続性や持続性」のどれかが欠けてもふるさとは十分に機能しないという意味である。

被告が主張する「人ととのつながり」を持たないという極端な事例は、思考実験でしかなく、意味がない。山木屋のような農村での関係性は、「あそこの親には世話になったから(気にかける)」というように、時間を超えて存在している。誰ともつながらず生きていきたいという意図があったとしても、住民自治組織と無縁で生活することはありえない。

4 「昭和51年から本件事故まで状況変化がある」との被告主張について

(1) 原告が昭和51年当時の状況に基づいて主張しているとの誤解

被告は、「昭和51年以降本件事故前までに、山木屋の状況は大きく変わって」いるから、原告らが昭和51年発行の「山木屋—教育百年と歴史—」(甲A227)に基づき「本件事故の35年も前の状況に基づいて主張」することは裁判所を誤導すると述べる(書面38頁)。

しかしながら、かかる被告主張は原告らの主張を曲解するものである。

昭和51年発行の「山木屋－教育百年と歴史－」（甲A227）は、山木屋においては何世代にもわたり人と自然のかかわり及び人と人のつながりが承継されてきたことを示す資料であり、原告らは、山木屋地区がそうした歴史的文化的特徴のある地域であることを述べているのであって、昭和51年当時の状況と原発事故後の状況を比較しているわけではない。

（2）本件事故前から人口減少・高齢化が進んでいたという被告主張について

過疎化・高齢化は日本全体が抱える問題であるが、本件事故によらない過疎化・高齢化一般を議論しても意味はない。

本件事故により山木屋住民が強制避難させられたことで山木屋地区に人間がいなくなり、避難指示解除後に帰還したのは一部の高齢者にすぎないという状況に照らせば、本件事故が原因で山木屋の人口が激減し地域社会が崩壊したことは紛れもない事実である。

本件事故前に111人いた中学生以下の子どもは、避難指示解除後も戻らず、「復興」事業により新築した山木屋小中学校に通う生徒は数名しかおらず、卒業すれば在校生がいなくなるという状況をみれば、自然的な人口減・高齢化ではなく、本件事故が惹起した結果であることは明らかである。

（3）住民意向調査の解釈

被告は、「現時点で戻らないと決めている理由」の図表で「今後の生活に関わるもの」の選択肢の中で「避難先の方が生活利便性が高いから」という理由を挙げている人の割合が高いとし、好きで避難先に居住していると印象付けようとしている。

しかしながら、「山木屋地区の復旧状況にかかわるもの」を同時に参照すれば、この解釈は適切とはいえない。山木屋の現状は、医療提供体制が貧弱になっており、商業施設も従前のものとは違っている、家族一緒になければ通院や買い物など移動手段に困り（車の運転ができなくなったら生活できない）、農業や仕事もない状況では帰っても暮らしていけない。だから、病院に近く商業施設の

ある利便性の高い避難先に留まらざるを得ないのである。

(4) 三四獅子舞及び田んぼリンク

被告は、三四獅子舞や田んぼリンクが復活しているというが、三四獅子舞を舞う子どもたちは山木屋には住んでおらず、田んぼリンクも山木屋の外から利用者が来ているのであって、本件事故前に山木屋に暮らす大人たちと子どもたちが協力して実施していたものとは異質のイベントに変わってしまっているのであり、被告主張のような「ふるさと」の回復を示す出来事ではない。

「復活」した三四獅子舞で氏子の3分の1が寄付をしなくなったことも持続可能性が危ぶまれる状況である。

そもそも山木屋に小学生がいないという客観的状況があり、山木屋の文化を継承すべき子どもが不在なのだから、地域の危機であって「ふるさと」回復は望めない。

被告は、関意見書③に基づく原告らの主張を「ごく少数の者が語る客観的な証拠に基づかない漠然とした印象だけを理由とするもの」などと述べるが、関意見書③の内容を通常人の理解力をもって読めばそのような批判が当たらないことは明白である。

4 「山木屋に多額の復興事業がつぎ込まれている」との被告主張

被告は、山木屋地区に投資された復興資金の帰還者一人当たりの割合額や、被告が自主的に支払った賠償額の一人当たりの平均額を示し、その合計を出して多大な資金投下がなされたと述べるが、無意味な主張としかいいようがない。

すでに述べたとおり、山木屋における「復興」事業は「ふるさと」回復にはなっていない。そもそも被告が支出してもいない投資が山木屋の「復興」事業につぎ込まれたからといって被告の加害責任が軽減されると考えているのであれば大きな誤りである。

被告が支払った賠償金は中間指針に基づき被告が自認した損害賠償金であるが、原告らは被告の自主賠償では賠償されていない避難慰謝料と故郷剥奪損害を訴訟で請求しているのであるから、自主賠償をしたからといって原告らの損害賠償請

求について被告が責任を免れることにならない。

第5　まとめ

被告の書面は、関意見書を誤読しその内容を捻じ曲げて誹謗中傷し、原告らの故郷剥奪損害の主張に対しても曲解したうえで的外れな主張に終始しており、読むに堪えない。

このような関意見書に対する誤読曲解は本件訴訟の審理を混乱させ、裁判所を誤導するものである。関意見書に示された関教授による調査研究内容は、原告らが本件訴訟で主張する「故郷剥奪損害」の内容を正しく理解するために必要不可欠であるが、被告がその内容をあえて誤読しその内容を歪曲して的外れな誹謗中傷に終始している以上、関教授の証人尋問を実施して故郷剥奪損害の内容を法廷で明らかにしたうえで審理を進めるべきである。

以上から、原告らは改めて関礼子教授の証人尋問を求める。

以上